



韮崎市は、山梨県の北西部に位置し、甲州街道の宿場町として栄えてきました。都心までのアクセスも良好でありながら、南アルプス、八ヶ岳、茅ヶ岳、霊峰富士といった日本の名峰に囲まれ、四季の変化に富んだ自然豊かな韮崎市は、都会に近くかつ自然に近い「ほど良い田舎」として大変住みやすいまちです。

本募集においては、「地域農業の再生を担う農業者」を募集します。

1 協力隊の設置目的

- ・市内に居住し、当市が指定する地域の集落営農組織（支援機関）の支援・指導を受けながら、農業技術を学び、韮崎市の地域資源の発掘やその利活用を図り、地域の活性化につなげる。
- ・将来的に定住や就農を見据え、地域の活性化となる農業従事者を募集する。

2 募集人員

1名

3 活動内容

<p>活動内容</p> <p>※活動内容が月ごとに明確に分かれる訳ではありません。</p>	<p><b>【主な活動内容】</b></p> <p>(1) 水稻栽培</p> <p>(2) 野菜栽培</p> <p>(3) オーガニック農法講習</p> <p>(4) その他農林業に関する活動</p> <p>(5) その他地域活動</p>
---	---

4 募集対象

(1) 募集要件

項目	内容
募集対象	<p>(1) 年齢 20歳～概ね45歳まで</p> <p>(2) 性別 不問</p> <p>(3) 居住地要件 3大都市圏をはじめとする都市地域から生活の拠点を移し、韮崎市に住民登録ができる者（総務省の地域おこし協力隊特別交付税措置にかかる地域要件に該当する方）</p> <p>(4) 資格 普通自動車免許</p> <p>(5) 能力 ワード、エクセル、パワーポイント等を含むパソコンの一般的な操作の出来る方</p> <p>(6) その他</p> <p>・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに健康で、誠実に職務が出来る者</li> <li>・任用終了後、韮崎市において起業や就業・定住に意欲がある方</li> <li>・本市や地域の行事、体験等に積極的に参加できる方</li> <li>・活動に際して、市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことが出来る方</li> </ul>
任用期間	<p>令和6年4月以降で採用決定された日から（最大3年間）</p> <p>※単年ごとの契約更新となります。</p> <p>※協力隊員としてふさわしくないと判断した場合、任用期間中であってもその職を解く場合があります。</p>
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農を強く希望する方</li> <li>・将来の組織の中心人物を目指す方</li> <li>・地域の中で自発的に行動でき、積極的にコミュニケーションをとれる方</li> <li>・関係者と意思疎通及びその調整ができる方</li> </ul>
勤務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内農地 他 住所：山梨県韮崎市</li> <li>・支援機関（韮崎市清哲町青木 2971 中谷農地管理組合）</li> </ul>
勤務時間	<p>週 38 時間 45 分を超えない範囲とする。（土日祝日の勤務あり）</p> <p>&lt;目安として&gt;</p> <p>【農繁期】不定休</p> <p>【農閑期】平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩 1 時間）</p>

(2) 待遇

報酬	<p>月額：166,600 円（通勤手当は片道 2 km 以上からあり）</p> <p>賞与：2.4 ヶ月分（6 月 1.2 ヶ月分、12 月 1.2 ヶ月分）</p> <p>この賞与額については任用開始時期によって変動する可能性があります。</p>
待遇／福利厚生	<p>社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険（初年度のみ）</p> <p>※副業は原則不可です。ただし自身で行う農業経営は可能です。</p> <p>※韮崎市の会計年度任用職員として任用されます。</p>
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完全週休 2 日制</li> <li>・有給休暇、特別休暇（夏季、年末年始休暇等）</li> </ul>
住居等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居費の助成あり。（上限 4 万円）</li> <li>・生活用備品や住居の光熱水費、共益費等は、隊員本人がご負担ください。</li> <li>・活動拠点となる事務所等までの交通手段（自家用車等）は、支援機関と相談してください。</li> </ul>
活動費用	<p>活動に必要な経費（消耗品、旅費、車両借上げ料、燃料費等）は、市との委託契約に基づき、支援機関が負担します。（上限あり）</p>

## 5 応募手続

受付期間	令和6年1月10日(水)～令和6年2月29日(木) (郵送の場合、必着) ※応募者または合格者がいない場合は、期間を延長する場合があります。
提出書類	(1) 韮崎市地域おこし協力隊応募用紙 (2) 韮崎市地域おこし協力隊活動目標 (3) 現住所の住民票抄本 ※提出された書類は返却いたしません。
提出先	山梨県韮崎市清哲町青木 2971 中谷農地管理組合

※事前に現地等を確認したい場合は、「7 問い合わせ先」にお問い合わせください。

## 6 選考

第1次選考	・書類選考 選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
第2次選考	・面接選考 第1次選考合格者について、面接による第2次選考を実施します。 (日時・会場については、第1次選考結果の通知時にご案内します。) ※ 応募にかかる経費(書類申請費用及び面接時の交通費)は、応募者の自己負担になります。
最終選考結果	第2次選考者全員に文書で通知します。

## 7 問い合わせ

山梨県韮崎市清哲町青木 2971  
中谷農地管理組合 組合長 藤巻 正朝  
Tel : 0551-22-3829



本募集は市の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。  
市議会にて予算案が否決された場合には、採用の取り消し等、雇用内容の変更がある場合があります  
ので、あらかじめご了承ください。